

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定(障害福祉課)

身体障害者福祉法による更生医療機関の指定()

保安林の指定の解除予定(森林保全課)

公有水面の埋立てに関する埋立区域の縮小等の許可(漁港課)

宅地建物取引業法による公開による聴聞(二件)(住宅課)

◇ 公 告 改良普及員資格試験の合格者(経営指導課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

告 示

鳥取県告示第七百二十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則(平成六年三月鳥取県規則第十七号)第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	診療に係る障害の範囲	氏名	勤務先
眼科	視覚障害	田村 啓子	鳥取市末広温泉町二〇二 田村内科・眼科
耳鼻咽喉科	聴覚、平衡機能障害及び音声、言語、そ しやく機能障害	岩下香代子	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院
〃	〃	河本 勝之	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
〃	〃	高橋 直子	〃
整形外科	肢体不自由	片桐 浩史	〃
脳神経外科	〃	岡本 久代	米子市西町六 高島病院
内科	心臓機能障害及び呼吸器機能障害	安田 和人	米子市車尾二二九三一 国立米子病院
外科	ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害	角 賢一	米子市両三柳一八八〇 博愛病院

鳥取県告示第七百二十二号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十九条の二第一項の規定に基づき、更生医療を担当させる医療機関を指定したので、身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)第十三条の四の規定により、次のとおり告示する。

平成十年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

(指定訪問看護事業者等)

名称	所在地	訪問看護ステーション (老人訪問看護ステーション)の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人福生会	東伯郡三朝町大字横手三九六	訪問看護ステーションみささ	東伯郡三朝町大字横手三九六	平成十年十月一日
医療法人佐々木医院	西伯郡中山町田中六四六一	はまなす訪問看護ステーション	西伯郡中山町田中六四六一	

鳥取県告示第七百二十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字ナハナミ六三九の三二・大字園字浜山二三三二・二三三二の

一 (以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備えて置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百二十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第十三条ノ二第一項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関し、次のとおり埋立区域の縮小等の許可をしたので、同条第二項において準用する同法第十一条の規定により告示する。

平成十年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 許可の日

平成十年十一月九日

二 許可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

米子市

米子市長 森田隆朝

米子市加茂町一丁目一

三 埋立ての免許の年月日及び番号

平成七年十月十六日 鳥取県指令漁港第六十四号

四 埋立区域

(一) 位置

米子市両三柳字平八道東三〇二八一三、三〇二八一三、三〇二八一八及び三〇

二八一九に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から14の地点までを順次に直線で結んだ線及び14の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 皆生漁港原点(北緯三五度二七分三三秒、東経一三三度二〇分三八秒) から三一七度二〇分八秒、四二・八六メートルの地点

2の地点 1の地点から一九七度三〇分七秒、三・五〇メートルの地点

3の地点 2の地点から二八七度三〇分七秒、三・一〇メートルの地点

五 埋立てに関する工事の施行区域

(三) 面積

八三七・一三平方メートル

(一) 位置

米子市岡三柳字平八道東三〇二八―一三、三〇二八―一、三〇二八―八及び三〇二八―九に接する国有地並びにその地先公有水面並びに同市西福原字砂濱二六九―一四、一六九―一三及びこれに接する国有地並びにその地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 皆生漁港原点(北緯三五度二七分三三秒、東経一三三度二〇分三八秒)から二一度二三分四八秒、九七・一九メートルの地点

イの地点 アの地点から一九七度三〇分〇七秒、一〇五・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から二八七度三〇分〇七秒、一五七・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から一七度三〇分〇七秒、七五・〇〇メートルの地点

オの地点 エの地点から四五度三〇分〇七秒、七二・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一七、六〇四・七四平方メートル

六 埋立地の用途

漁港施設用地

鳥取県告示第七百二十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。

平成十年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の期日

平成十年十一月三十日 午後一時三十分から

二 聴聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁第三会議室

三 聴聞の当事者の住所及び氏名

日野郡溝口町福兼二四九―五

共同農林株式会社 代表取締役 中西弘峻

鳥取県告示第七百二十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十八条第一項の規定による処分について、次のとおり公開による聴聞を行うので、同法第六十九条第二項において準用する同法第十六条の十五第三項の規定により告示する。

平成十年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 聴聞の期日

平成十年十一月三十日 午前十一時から

二 聴聞の場所

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県庁第三会議室

三 聴聞の当事者の住所及び氏名

米子市角盤町三丁目一三四
伊藤栄吉

公 告

平成10年10月14日及び15日に実施した改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成10年11月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

基礎選択項目	農業経営	井戸 亮史	河端 稔	清水 恵	三浦 修平	川口 明子
		宮本 徹	寺田 孝一	浅岡 隆成	西尾 裕子	林 賢太郎
		田原 彩	馬場尾 悟	伊藤 裕之	若林 克巳	田中 陽子
		飯野 友裕	中村めぐみ	橋本 景子	小林 正尚	古谷 浩平

小林 明子 中村麻依子 神保 正明 吉田 文 多田 歩

福島由香子 安田 航 藤田 恵子

2 基礎選択項目

生活経営

川太 千佳 山藤 利加 梶 真喜子

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成10年11月13日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分	種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	経験者講習	平成10年12月4日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、 黒坂の各警察署の管内に居 住する者
		平成10年12月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁県議会議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村の各警察署の管内に居 住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑